

ぶりに関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 7 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
試行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県ぶり漁業	試行水準